



届出・証明



届出・証明

戸籍に関する主な届出

問 市民課 市民係 ☎32-0514

出生届	生まれた日を含む14日以内に届け出てください。届出先は本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの役所です。子の名前は常用漢字、人名漢字、ひらがな、カタカナに限ります。出生届書、医師または助産師の出生証明書、母子手帳が必要です。
婚姻届	令和4年4月1日から、婚姻できる年齢が男女ともに18歳になりました。本人確認のため、公的な本人確認証明書を持って、届け出てください。届出先は本籍地または所在地の役所です。婚姻届書(証人として成人2人の署名が必要)、戸籍謄本(本籍が届出地以外の人)が必要です。休日時間外に届出される場合は、事前に届書の審査を受けてください。(不備がある場合は、受理できないことがあります)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。届出先は亡くなった人の本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの役所です。死亡届書、医師の死亡診断書が必要です。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、各医療、身体障害者手帳、療育手帳などの手続きも必要です。
転籍届	戸籍筆頭者と配偶者が、本籍地、所在地、転籍地のいずれかの役所に届け出てください。転籍届書、戸籍謄本1通(市外への転籍または市外からの転籍のとき)が必要です。
離婚届	本人確認のため、公的な本人確認証明書を持って、届け出てください。届出先は本籍地または所在地の役所です。離婚届書、夫婦の戸籍謄本1通(本籍が届出地以外の人)が必要です。協議離婚の場合は証人として成人2人の署名が必要です。未成年の子どもがあるときは親権者を定めてください。婚姻の際の氏を引き続き使用される場合は、別に届出が必要です。

住所に関する主な届出

問 市民課 市民係 ☎32-0514

住所の異動	住所の異動の手続きができるのは、本人および本人と同一の世帯員です。 ※本人確認のため、公的な本人確認証明書(運転免許証、保険証など)を持って届け出てください。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。 ※代理人の場合は、本人自筆の委任状(市民係窓口にも様式準備)も必要です。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトを通じてオンラインによる転出手続きができます。その際は、転出元市町村への来庁は不要で、転出証明書の交付はありません。また、転入届と転居届は市役所への来庁が必要ですが、マイナポータルサイトで来庁予定の申請ができます。
転出届	市外に転出される人は、転出する前に、国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者・乳幼児などの医療証、身体障害者手帳、印鑑登録証を持って届け出てください。転出証明書を発行しますので、それを持って新しい所に住み始めて14日以内に転出先の役所に転入届をしてください。
転居届	市内で転居された人は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者・乳幼児などの医療証、身体障害者手帳を持って、転居した日から14日以内に届け出てください。
転入届	市内に転入した人は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、前住所地で発行された転出証明書、年金手帳(国民年金第1号被保険者のみ)、身体障害者手帳、介護保険受給資格証明書(認定を受けている人のみ)を持って、転入した日から14日以内に届け出てください。



印鑑登録

問 市民課 市民係 ☎32-0514

印鑑登録の流れ

- ①本人が、官公庁から発行された顔写真付きの本人確認証明書(運転免許証、パスポートなど)を窓口で提示されると、申請日に印鑑登録証が取得できます。
- ②本人が官公庁から発行された顔写真付きの本人確認証明書をお持ちでない場合や、代理人による申請の場合は登録申請手続き後に市役所から照会書等を本人のご住所に送付します。この照会書を持参して登録完了となりますので、印鑑登録証を受け取るまで数日かかります。

印鑑登録証明書

証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証を添えて請求してください。印鑑は必要ありません。代理の人が請求される場合は、登録証を持参のうえ、本人の住所、氏名、生年月日を記載して申請することになります。
※印鑑登録証の提示がない場合は証明書は発行できません。また、登録証を紛失したときは新たに登録が必要で、再交付手数料として400円が必要です。

市民係での各種証明書と手数料

問 市民課 市民係 ☎32-0514

- ①住民票の写し..... 300円
- ②住民票記載事項証明書..... 300円
- ③戸籍の附票の写し..... 300円
- ④戸籍の記録事項証明書(全部・個人)..... 450円
- ⑤除籍の記録事項証明書(全部・個人)..... 750円
- ⑥受理証明書..... 350円
- ⑦身分証明書..... 300円
- ⑧独身証明書..... 300円
- ⑨印鑑証明書..... 300円

請求できる人

- ①~②: 本人または本人と同一の世帯員
 - ③~⑤: 戸籍に記載されている者、その配偶者、直系尊属もしくは直系卑属
 - ⑥~⑧: 本人
 - ⑨: 「印鑑登録」の項参照
- ※本人確認のため公的な本人確認証明書(運転免許証・保険証など)を持参して申請してください。
※代理人の場合は、本人直筆の委任状(市民係窓口にも様式準備)も必要です(⑧は代理申請できません)。
※必要に応じて、申請事由や請求権を具体的に記載した資料を提出していただくことがあります。

戸籍に関する証明書の郵便による請求

問 市民課 市民係 ☎32-0514

手数料(定額小為替)と、申請者の本人確認証明書の写し、切手を貼った返信用封筒を添え、以下の事項を書いて本籍地のある市町村に請求してください。

- 本籍地番、戸籍筆頭者の氏名、全部事項証明(謄本)・個人事項証明(抄本)の区別と枚数(抄本の場合は必要な人の氏名)、請求者との関係、請求者の氏名、現住所、電話番号(昼間連絡先)、請求事由(使用目的等)
※返送先は申請者の住民登録地に限りません。

マイナンバーカード

問 市民課 市民係 ☎32-0514

マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、高度なセキュリティ機能を持ったICカードで、希望する方に交付され、個人番号を証明する書類や公的な本人確認証明書として利用できます。

手続き方法

- ①交付申請書に必要な事項等を記入の上、郵送で申請するか、交付申請書のQRコードを読み込み、スマートフォンからの申請が可能です。
- ※現住所の市町村役場で交付する交付申請書、または「地方公共団体情報システム機構」のホームページから「手書き交付申請書」をダウンロードの上ご利用ください。
- ②市役所にて交付の準備ができ次第、申請者あて交付通知を送付します。
- ③交付通知書に必要な事項をご記入いただき、マイナンバー通知カード、本人確認書類(運転免許証など顔写真つきのものは1点、それ以外のものは2点)を持参の上、ご本人さまが直接市役所へお越しください(代理人による受領は、委任状等の書類が必要になる場合があるため、事前に市役所へ確認ください)。



- 電子証明書
電子証明書は、オンライン手続きにおいて本人を確認するため、マイナンバーカード内に保存されている情報です。
※電子証明書を用いることにより、証明書のコンビニ交付、健康保険証としての利用や確定申告、子育て、介護等の行政手続きをオンラインで行うことができます。

マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付

取得できる証明書

種類	手数料	取得できる範囲
住民票の写し	300円	本人、同一世帯の人(最新分のみ。履歴なし)
印鑑登録証明書	300円	本人(印鑑登録している人のみ)
課税(所得)証明書	300円	本人(最新分のみ)
納税証明書	300円	本人(最新分のみ)

利用できるコンビニ

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなどの全国のコンビニ等
※マルチコピー機を設置している店舗に限る。

利用できる時間

午前6時30分~午後11時(各店舗の営業時間内に限る)

注意事項

- ・利用の際に、マイナンバーカード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。
- ・暗証番号を連続して3回間違えるとロックがかかり、利用できなくなります。再設定の手続きは本庁市民課市民係または若宮総合支所(ハートフル)にお越しください。
- ・コンビニ交付した証明書の交換や手数料の返金はできません。
- ・無料交付される証明書は、窓口までお越しください。
- ・マイナンバーカード交付日、住所異動や印鑑登録や氏名変更した当日、更新を行ってから24時間は利用できません。

届出・証明

